

農家支援活動機器（ミニパワーショベル）貸出のお知らせ

（詳しい内容は、貸出要領を参照してください）

組合では、組合員の農業経営安定と農作物の災害未然防止を図るため、ミニパワーショベルの貸出を行っています。

つくば支所管内

1. 受付方法 抽選受付日（受付時間：午前9時～正午）に電話にて受付をし、抽選を行います。

抽選後、空きがある場合は先着順となります。

抽選受付日	5月1日(木)	7月1日(火)	9月1日(月)	11月4日(火)	1月5日(月)
貸出月	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分

抽選受付連絡先 つくば支所 園芸任意共済課 029-839-0168

2. 貸出対象 農作物、畑作物、果樹、園芸施設、家畜、農機具共済及び農業経営収入保険いずれかの加入者

3. 使用基準 使用者は小型車両系建設機械（整地等）運転資格修了証以上の資格を有すること。

4. 貸出回数 同一世帯 年度内1回

5. 貸出機器 ミニパワーショベル3 t 及びアタッチメント

※ アタッチメントの種類

- ・標準バケット（50 c m）
- ・幅狭バケット（30 c m）
- ・法面バケット（100 c m）
- ・草刈機（有料）
- ・機械式フォーク（小型車両系・車両系（解体用）の修了証が必須）

※ 本体とアタッチメント（1種類のみ）を取付して貸出いたします。

6. 貸出期間 木曜から運搬日を含め原則5日間（休日の場合変更あり）

7. 貸出地域 つくば支所管内（旧茨城県みなみ農業共済組合管内）

8. 管理費 維持管理費：1日当たり 2,000円

草刈機管理費：1日当たり 600円

配送管理費：片道一律 5,000円（往復 10,000円）

※自己搬送の場合、配送管理費は無料（但し積載重量3 t以上の運搬専用車両に限る）

笠間支所・水戸支所・常陸太田支所管内

1. 受付方法 電話または来所にて受付（先着順）

組合員の居住地	受付連絡先	電話番号
笠間支所管内	笠間支所 資産共済課	0296-72-7321
水戸支所管内	水戸支所 資産共済課	029-306-6720
常陸太田支所管内	常陸太田支所 園芸任意共済課	0294-72-6227

※貸出場所については、笠間支所になります

2. 貸出対象 農作物、畑作物、果樹、園芸施設、家畜、農機具共済及び農業経営収入保険いずれかの加入者

3. 使用基準 使用者は小型車両系建設機械（整地等）運転資格修了証以上の資格を有すること。

4. 貸出回数 同一世帯 年度内1回

5. 貸出機器 ミニパワーショベル2 t・3 t及びアタッチメント

※ アタッチメントの種類

・標準バケット（50 c m）

6. 貸出期間 運搬日を含め原則5日間

7. 貸出地域 笠間支所・水戸支所・常陸太田支所管内

8. 管理費 維持管理費 : 2 t 1日当たり 1,000円

3 t 1日当たり 2,000円

※自己搬送が出来る方に限ります。（搬送は行っておりません）

自己搬送については、貸出し機材に応じた運搬専用車両に限ります。